日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する省令案に関する意見の募集結果について

防衛省において、令和5年6月29日(木)から同年7月28日(金)までの間、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する省令案について、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、1件の御意見をいただきました。

お寄せ頂いた御意見とそれに対する防衛省の考え方を別紙のとおり報告いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも、防衛省・自衛隊に 御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

○ 防衛省地方協力局在日米軍協力課

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

TEL:03-3268-3111 (内線36182)